

# 中小総研

## ストレスチェック制度の義務化 (IRSME14018)

平成 26 年 12 月 3 日 神村美紗

2014 年 6 月 19 日に労働安全衛生法の一部を改正する法律案が可決・成立した。これにより、2015 年 12 月 1 日から 50 名以上の事業場にストレスチェックが義務付けられることになった（50 名未満の事業所は努力義務）。今回のストレスチェック義務化に伴い、事業者には以前にも増して体系的な労働者のストレス状況への対応が求められることとなる。

### ■ ストレスチェック制度のポイント

#### 1. 医師や保健師等によるストレスチェックの実施

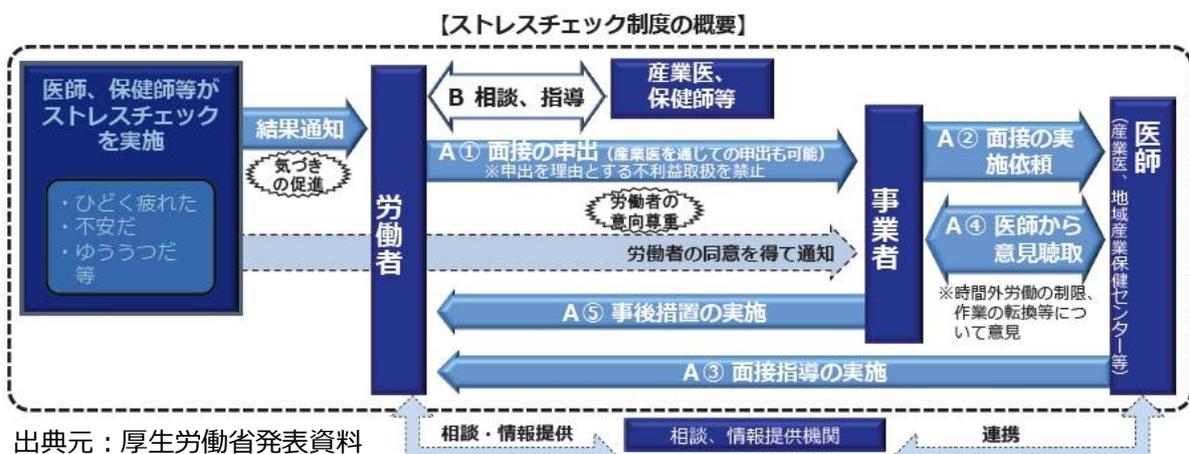
ストレスチェックは面談だけでなく自記式のチェックシートでも対応可能であるが、結果のチェックは必ず医師または保健師から行われる必要がある。また、結果は本人の同意がない限り事業者へ提供してはならないとされている。そのため、年 1 回の健康診断時にストレスチェックを実施することが運用上スムーズであると考えられる。

#### 2. 希望者には産業医との相談や医師による面接指導と就業上の配慮が必要

希望者には医師による面談を実施し、必要に応じて医師の意見により、事業者は作業の転換・労働時間の短縮・深夜労働の回数の減少などその他の適切な就業上の措置を講じなければならない。

#### 3. 改善に向けた取り組みを行わない事業者に対するペナルティ

今回の労働安全衛生法の一部改正に伴い、改善のアクションをとらない事業者の企業名を公表する制度を設けることなども検討されている。



平成 26 年 12 月 3 日

(IRSME14018) ストレスチェック制度の義務化

## ■ 中小企業におけるストレスチェック義務化への課題

労働者のメンタルヘルス不調の予防を目的としたストレスチェックの義務化は、従業員自身のストレス状況についての気づきを促し、早期に対策を行うことで労働者のメンタルヘルスが不調になることを未然に防ぐことを目的としている。ただし、留意したいのは今回義務づけられるストレスチェック制度に伴い検討されている検査項目はあくまでも「ストレスに関する検査」であって、うつ病などの症状と直結したものではないということである。厚生労働省が 5 年に 1 回行っている「労働者健康状況調査」によると、「仕事や職業生活でストレスを感じている」労働者の割合は、50.6% (1982 年)、55.0% (1987 年)、57.3% (1992 年)、62.8% (1997 年)、61.5% (2002 年)、58.0% (2007 年)、60.9% (2012 年) と推移しており、今や働く人の約 6 割はストレスを感じながら仕事をしていると言える。この現状で、ストレスチェックによって一定の水準を超えた場合、機械的に医師への受診が勧められれば、企業にとっての費用負担や就業上の配慮負担は相当なものになると考えられる。

2012 年度の調査結果においてストレスを感じている内容を具体的に見ていくと、人間関係 (41.3%) が最も多く、仕事の質 (33.1%)、仕事の量 (30.3%) と続く。この割合から考えると、事業者側の配慮としては、作業・配置の転換と労働時間の短縮を求められるケースが増える予想されるが、中小企業において労働時間や精神的な負担が大きい営業や現場から内勤への配置転換を確保することは固定費の増大に直結し、労働生産性にも大きな影響が出ると考えられる。

## ■ まとめ

ストレスチェック実施後の労働者に対する不利益な扱いは禁じられているため、これを逆手にとった濫用が起こらないよう事業者側はストレスチェック義務化に伴い、自社の対応策を先に検討しておく必要がある。

過剰な対応は労働生産性の観点からも不要だと考えられるが、ストレスが一定の限界を超えてしまった場合、身体や心に摩耗が生じてしまうことは証明されているため、ストレスチェックの結果をどのように分析して自社の働く環境づくりに生かすことができるかが今後の中小企業の生産性における一つの課題と言える。(了)